

○ 福祉事業等の取扱いについて（昭和 61 年 2 月 13 日消基発第 92 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 補装具の支給、修理又は再支給（以下(9)において「支給等」という。）は、その種目、型式、材質等に応じ、原則として「<u>補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準</u>」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号）別表に定める額（同表に掲げられていない補装具の支給等を行う場合にあつては「<u>義肢等補装具の支給について</u>」（平成 18 年 6 月 1 日基発第 0601001 号厚生労働省労働基準局長通達）別添「<u>義肢等補装具費支給要綱</u>」別表 2 及び別表 3 に定める額）の 100 分の 104.8（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第 1 第 10 号に該当しないもの（以下(9)において「課税物品」という。）にあつては、100 分の 108）に相当する額の範囲内で行うものとする。ただし、当該額が次に掲げる補装具の種目等の区分に応ずるそれぞれ次に掲げる額の 100 分の 104.8（課税物品にあつては 100 分の 108）に相当する額に満たない場合には、当該相当する額の範囲内で行うことができるものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 補装具の支給、修理又は再支給（以下(9)において「支給等」という。）は、その種目、型式、材質等に応じ、原則として「<u>補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準</u>」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号）別表に定める額（同表に掲げられていない補装具の支給等を行う場合にあつては「<u>義肢等補装具支給要綱の制定について</u>」（平成 18 年 6 月 1 日基発第 0601001 号厚生労働省労働基準局長通達）別添「<u>義肢等補装具支給要綱</u>」別表 2 及び別表 3 に定める額）の 100 分の 104.8（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第 1 第 10 号に該当しないもの（以下(9)において「課税物品」という。）にあつては、100 分の 108）に相当する額の範囲内で行うものとする。ただし、当該額が次に掲げる補装具の種目等の区分に応ずるそれぞれ次に掲げる額の 100 分の 104.8（課税物品にあつては 100 分の 108）に相当する額に満たない場合には、当該相当する額の範囲内で行うことができるものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(10) (略)</p>